

松川町定例農業委員会議事録 第4回（7月）

1 開催日時 令和5年7月24日（月） 16:00 ～ 18:00

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会 長 1 番 松下 敏章

会長代理 17 番 北沢 ひろみ

委 員 2 番 大場 健彦 3 番 米山 広敏 4 番 大澤 政弘

6 番 牛久保 守 7 番 米山 孝広 8 番 齊藤 和勇

9 番 古谷 はるみ 10 番 大島 理可 11 番 下澤 隆治

12 番 竹村 浩子 13 番 大場 武吉 14 番 池田 毅

15 番 赤羽目 聖 16 番 松下 守

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1項の規定による農地の転用届について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 学 係長 佐々木 静香 主査 北原 侑佳

6 会議の概要

(1) 開会 ー佐々木係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下（敏） 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 16 番 松下 委員 17 番 北沢 会長代理 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 生田 6 筆 計 3,920 m² 畑 2 筆・田 4 筆 所有権移転

○米山（孝）委員説明

申請人は、亡譲渡人（現在は弁護士管理）の子である。遠方にて暮らしていたが、地元に戻ってくる目途がたち、今回の申請に至ります。都度、申請地の草刈り等是一直行っていた。耕作が難しい申請地もあるが、引き続き草刈りを行うよう指導を行いました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○牛久保委員

地図を見ると、7 筆あるように見えるが。

○事務局

後ほど、もう 1 筆分の申請が出てまいります。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて 2 番をお願いします。

○事務局説明

2 番 上片桐 1 筆 310 m² 畑 所有権移転

○牛久保委員説明

申請者は、かねてより申請地を借りて耕作していたが、今回所有権の移転を伴った申請となります。しっかりと耕作されており、また、周囲への配慮もあり、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて 3 番をお願いします。

○事務局説明

3 番 上片桐 1 筆 739 m² 畑 所有権移転

○大澤委員説明

平成 7 年頃、申請農地の隣接地に住宅を建設し、月に数回程度を当町で過ごしている。当時、農地法の手続きを経ずに売買し、仮登記のままで使用してきたことが判明しました。所有権移転を伴った登記を行うため、申請を行うものであり、やむを得ないと考

えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法施行規則第29条第1項の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 2.71㎡ 畑 住宅敷地

○竹村委員説明

申請地は、申請者の宅地の隣地（自宅前）になり、現在コンクリート舗装されている。面積も小さく、耕作出来る状況ではない為、今回転用届の申請をするものでやむを得ないものと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 403㎡の内140.38㎡ 畑 農機具庫

○牛久保委員説明

申請農地内の一部に、農器具庫（草刈り機・SS消毒車）を建てる為の今回の申請となります。申請地周辺は、自身の農地であり、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第 3 号

農地法第 4 条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 681 m² 畑 農業用倉庫

○米山（広）説明

申請者は相続にて申請地を取得し、その際に無許可にて農業用倉庫が建設されている事が判明しました。違反転用の経過報告書の提出もあり、違反転用の是正という意味でやむを得ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて 2 番をお願いします。

○事務局説明

2 番 上片桐 1 筆 943 m²の内 330 m² 畑 直売所駐車場

○竹村委員説明

申請者は、当町の果樹研修生でありました。申請地隣地にある宅地に直売所を設け、申請地の一部に直売所に来られる方の駐車場を設けたい計画です。駐車場は山砂を敷く予定です。隣接農地の同意も取れており、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上でございます。

議案第 4 号

農地法第 5 条の許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 455 m² 田 住宅 所有権

○赤羽目委員説明

申請地は申請者の実家も近く、将来的な親の介護等も含めて選定しました。雨水は浸透枿を、汚水は公共下水道へ接続します。また、周辺農地所有者にも同意を得られており、特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 651 m² 畑 住宅 所有権

○大場（健）委員説明

申請者の実家が近くの土地を探す中で、この申請地を選定しました。汚水は公共下水道へ接続をします。雨水については、役場へ確認をするよう促しましたが、問い合わせはあったでしょうか。

○事務局

特に問い合わせはなかったです。建設水道課へ確認してまいります。

○事務局

確認しましたら、雨水について周辺の側溝へ放流する事で問題ないとの事でした。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて3番をお願いします。

○事務局説明

3番 上片桐 1筆 404 m² 畑 駐車場・宅地の拡張 所有権

○大澤委員説明

申請地は農地法の転用許可を経ずに駐車場・宅地（石積み）として使用していました。また、農地の売買は行ったが、所有権移転がなされていなかった為、今回の許可申請を行うもので、やむを得ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 1筆 525 m² 畑 住宅 所有権

○大澤委員説明

申請者は、譲渡人の子であり、実家の隣地に住宅を建てる計画となります。想定外の大雨の際、井水等に雨が流れ込まない配慮をするよう、指導を行いました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。つづいて5番をお願いします。

○事務局説明

5番 生田 1筆 269 m² 畑 資材置場 所有権

○米山（孝）委員説明

申請者は、譲渡人と古くから付き合いがありました。また、申請者は申請地周辺にて建具屋を営んでいる事もあり、その資材置場として利用する計画です。特段問題ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

議案第5号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 2件）

所有権移転（ 7件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。議案第5号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

○会長

委員からの意見・提案等がありますか。

会長：行政評価委員について、農業委員会としては例年会長が任命されていたが、今回は委員のうちから誰でも良いとの事でしたので、齊藤委員を選出したいが、どうでしょうか。

【異議なし】

②事務局からの協議事項

- ・全国農業新聞特別普及対策について（資料 No. 1）
- ・第8回長野県農業委員会大会における要請事項について（資料 No. 2）

(6) 営農支援センターから

- ・7/30日（日）の講演会について（別紙資料）
- 当日出席可能な委員さんにはお手伝いをお願いしたいと思います。
- ・地域計画策定の進捗状況の報告（別紙資料）
 - ・農地円滑化事業から中間管理事業への移行計画一覧表（別紙資料）

(7) 閉会　　—佐々木係長　閉会—

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

16 番 _____ 印

17 番 _____ 印